

貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 貸金業者登録簿の閲覧 法第9条及び施行規則第9条の規定に基づく貸金業者登録簿の閲覧については、次により取り扱うものとする。 <u>なお、氏を改めた者が登録簿の閲覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>① 電子メール等による閲覧</p> <p>イ. <u>電子メール等で登録簿の閲覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>登録簿の電子メール等による閲覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. <u>氏名</u></p> <p>b. <u>住所</u></p> <p>c. <u>電話番号</u></p> <p>d. <u>登録簿の送付を希望するメールアドレス</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 貸金業者登録簿の閲覧 施行規則第9条の規定に基づく貸金業者登録簿の閲覧については、次により取り扱うものとする。</p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p>e. 職業 f. 閲覧を希望する登録簿に係る貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号 g. 閲覧の目的</p> <p>ハ. 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。</p> <p>ニ. 他の財務局又は都道府県が所管する貸金業者に係る登録簿の閲覧の申請があった場合は、当該貸金業者を所管する財務局又は都道府県において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>② 財務局での閲覧</p> <p>イ. 閲覧の申出があった場合には、別紙様式10による貸金業者登録簿閲覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。</p> <p>ロ. 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。 a. 登録簿の閲覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。 b. 閲覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。 c. 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるものとする。</p> <p>ハ. 登録簿は、財務局長が指定する閲覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</p> <p>ニ. 次に該当する者の閲覧を停止又は拒否することができるものとする。</p>	<p>[新設]</p> <p>① 閲覧の申出があった場合には、別紙様式10による貸金業者登録簿閲覧表に所定事項の記入を求めるものとする。</p> <p>② 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。 イ. 閲覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。 ロ. 閲覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。 ハ. 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるものとする。</p> <p>③ 登録簿は、財務局長が指定する閲覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</p> <p>④ 次に該当する者の閲覧を停止又は拒否することができるものとする。</p>

改正案

- a. 上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者。
- b. 登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者。
- c. 他の閲覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。

ホ. 他の財務局又は都道府県が所管する貸金業者に係る登録簿の閲覧の申出があった場合は、当該貸金業者を所管する財務局又は都道府県において閲覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。

(8) [略]

【様式編】

別紙様式10 (ひな型)

(日本産業規格A4)

貸金業者登録簿閲覧申請書

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

閲覧の目的	
-------	--

登録番号	貸金業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納

現行

- イ. 係員の指示に従わない者。
- ロ. 登録簿等を汚損若しくは破損し又はそのおそれがあると認められる者。
- ハ. 他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれがあると認められる者。

[新設]

(8) [略]

【様式編】

別紙様式10 (ひな型)

(日本産業規格A4)

貸金業者登録簿閲覧表

[新設]

[新設]

[新設]

閲覧日	閲覧者氏名	閲覧者住所	登録番号	貸金業者の商号、名称又は氏名	貸出時間	返却時間	返却確認

改正案	現行				
<p>上記貸金業者登録簿を閲覧したく、申請します。</p> <p>申請者 氏 名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>職 業 _____</p> <table border="1" data-bbox="801 400 1061 536"> <tr> <td data-bbox="801 400 875 469">貸出</td> <td data-bbox="875 400 1061 469">時 分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 469 875 536">返納</td> <td data-bbox="875 469 1061 536">時 分</td> </tr> </table>	貸出	時 分	返納	時 分	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
貸出	時 分				
返納	時 分				